

町外からの
ふるさと応援寄附者
に対して記念品を贈
呈します！

【記念品贈呈対象・内容】

町では、財源確保と特産品PRを図るため、ふるさと応援寄附金の町外寄附者に対して記念品を贈呈します。

町外に居住されている個人、または町外に設置されている団体で、1万円以上の寄附については、特産品を1つ、2万円以上は2つ、以後、1万円ごとに1つを贈呈します。

町外に在住のご親戚や知人の皆様に広く周知のご協力を願います。

詳しくは町ホームページをご覧ください。

事業者のみならず！
ふるさと応援寄附金
記念品を募集をします

寄附の奨励と地元特産品等のPR、販売促進による地元産業の活性化などの相乗効果を図るため、寄附された方へ贈呈する記念品の提案募集を行います。

【提案募集要綱と申込書の
入手方法】

町寄附金ホームページからのダウンロードまたは、担当課窓口での備え付け

【申し込み方法】

申込書に必要事項を記入のうえ企画振興課企画係まで郵送、メール、FAX等により提出願います。

【ふるさと応援寄附金に関する問い合わせ先】

企画振興課企画係

町寄附金ホームページ

<http://www.town.yakumo.lg.jp/>

<modules/fund/content0005.html>

八雲町民掲示板を設置しています！

町内の団体等が開催する講演会、演奏会など、各種イベントの情報発信の場所として、町民掲示板を八雲町公民館内に設置します。

利用できる団体や掲示物等については次のとおりとなりますので、ご確認の上ご利用ください。

【利用できる団体】 次のすべてに該当する団体

- 八雲町民または主たる活動場所が町内にある町民団体、NPO法人
- 営利を目的とする団体でないこと
- 政治、宗教に関する団体でないこと
- 八雲町暴力団排除条例第2条第1号～第3号に該当しないもの

【掲示できない内容】

- 広く一般に開放されないもの
- もっぱら営利を目的とするもの
- 政治または宗教的な目的を有しているもの
- 特定の思想、信条を目的とするもの

【掲示物の規格】

- サイズ：A3縦型まで
- 団体名、連絡先を明記すること
- 画びょうで貼り付けられる素材（段ボール・パネル・シールは不可）

【掲示場所】 八雲町公民館内

【掲示期間】 イベント等の開催日までの2ヵ月以内

【掲示方法等】

- 掲示を希望する団体は、掲示物を公民館に提出し、公民館長の承認を得てから指定された掲示板に掲示してください。
- イベント等が終了したら、自らすみやかに取り外してください。

【問い合わせ先】 ・企画振興課協働推進係 ・八雲町公民館 ☎0137-63-3131